



目次

- ・「世に生を得るは事を為すにあり」
社内全体会議での
北野の訓話より

- ・新年のご挨拶

- ・書面添付制度 導入のご案内

- ・TAX NEWS

マイホームの売却で
損をしない特例の活用

- ・民法改正～相続編～



「世に生を得るは事を為すにあり」

北野 座右の銘

我々税理士は、お客様にとって非常に近い存在のため、質問が多岐にわたります。質問をいただく機会も電話やメール、訪問時など様々です。

そこで注意しないといけないのが業際問題（業際問題とは士業に与えられた独占業務を無資格者が行うことによる問題）です。先日の新聞にも出ていましたが、特に社労士業務には気をつけてください。質問をいただき答えることに関しては問題ありませんが、問題となるのが業務を引き受けるかどうかです。特に人事関係については注意してください。

また、お客様からの質問に対する回答は早い方がいいと思います。弊所の事業発展計画書の行動基準17か条に“スピードこそが勝利への道である。すべてのけじめは24時間が限界であることを認識しよう”とあります。とにかく早い回答を心がけてください。

ただし、質問されてその場で分かればよいのですが、分からないことが多々あります。もちろん私にもあります。その場合は適当な回答は避けてください。適当な回答をしてしまうと“北野会計はこういうことを言っていた”と思われてしまう可能性が大いにあります。ある程度の回答が浮かぶようであれば、私の考え・知識の中ではこう思いますが、しっかり調べて改めて回答させていただきます、というような回答の仕方をしてください。適当なままほったらかしには決してしないでください。

質問に対する回答については極力自分で調べてください。そうすることで知識や知恵が付きます。私の経験上自分で調べたことは忘れません。ただし時間がない時は先輩に聞いてください。

また、難しい案件・複雑な案件はお客様に事情を説明し、時間がかかることを伝え、了承を得てください。質問には期限があるので必ず期限を確認するようにしてください。

難しい案件などは、自分で調べたあとに社内で検討してください。その際には予めどういった質問かということ伝えておくと、打ち合わせの準備ができます。

一人では限界があるので組織で対応するようにしましょう。そうすることで組織にも知識・知恵が積み重なり、財産として残していくことができます。

そして、社内で検討したあとは山田先生（弊所顧問税理士東税務署長OB）に見解を聞いたあと私に判断を求めてください。最終的には私が判断します。

期限があるケースはここまでできないかもしれませんが、複雑な案件は時間をしっかりいただき、検討した上で回答するようにしてください。その方がお客様にとって満足していただける結果になると思います。

北野 慎二

新年のご挨拶

2019年は5月に改元、10月に消費税増税など、動きの多い一年となりそうです。大変な一年になることが予想されますが、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。